

当直及び警備業務委託契約書

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院（以下「甲」という。）と [REDACTED]（以下「乙」という。）とは、甲の当直及び警備業務に関し、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

- 第1条 甲は、甲の当直及び警備業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。
- 2 乙は、別紙「当直及び警備業務等仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づいて契約業務を履行するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、令和6年10月1日から令和9年9月30日までとする。

（委託料）

- 第3条 委託料は、金 [REDACTED] 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額は含まない。）とする。
- 2 乙は、毎月の委託業務が完了したときは、前項の委託料から消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を甲に請求できるものとし、請求額に端数が生じたときは、最後の請求の際に調整するものとする。
- 3 甲は、前項の請求が適正なものと認めたときは、請求のあった日から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。
- 4 経済状況の変化、法令の変更等に基づく契約業務内容の変更により契約金額を変更する必要があるときは、契約期間中であっても、甲乙協議の上、契約金額を改訂することができるものとする。

（遅延利息）

- 第4条 甲は、自己の責に帰すべき事由により前条の委託料の支払を遅滞したときは、乙に対して遅延利息を支払うものとする。
- 2 前項の遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定めるところにより、契約日時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第26条第三号の規定により、契約保証金は免除するものとする。

（警備員）

第6条 乙は、業務を遂行するに当たり、警備員（以下「従業員」という。）2名を当該業務時間に

配置するものとする。

- 2 従業員は、この契約書並びに当直及び警備業務要領を熟知の上、甲の各セクションの職員と連携を図り業務を遂行するものとする。

(責任者)

第7条 乙は、業務の履行に当たり、乙を代理して業務の履行に従事する乙の従業員を直接に管理し、指揮監督する責任者を選任し、次の任に当たらせるものとする。

- (1) 甲の施設における乙の従業員に対する労務管理
- (2) 業務の履行に係る指揮監督
- (3) 業務に関する甲との連絡調整
- (4) 業務サービス基準に基づく甲からの注文の受注

- 2 責任者は、警備業法に規定する警備員指導教育責任者講習の修了者とする。

- 3 甲は、業務の履行に関する注文・指示等は、乙が選任した責任者に対して行うものとする。

(業務の履行)

第8条 乙は、業務の履行に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、甲が定める業務要領を誠実かつ善良なる管理者の注意義務をもって履行しなければならない。

(権利義務等の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、受託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、この契約によって生ずる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(業務上の責任)

第10条 業務実施上の責任は全て乙が負うものであり、乙の責任により甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を補償しなければならない。

(機密の保持)

第11条 乙及び乙の従業員（第6条第1項に規定する責任者を含む。以下同じ。）は、委託業務の実施に際して知り得た甲及び甲の患者の個人情報を、契約期間中及び契約期間後においても、他に漏らしてはならない。

- 2 乙は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 3 乙は、第1項の義務を遵守するため、個人情報の保護に関する管理規程を制定し、乙の従業員を教育しなければならない。

(経費の負担)

第12条 甲は、乙が業務上必要とする電気、ガス、水道、電話、消耗品等について負担するものとする。

(業務状況の確認)

第13条 乙は、別に定める当直業務日誌に毎日の業務状況を記録し、甲に提出して業務の完遂を確認し合うものとする。

(契約の解除等)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 契約の履行に当たり、不正な行為があったとき又はあると明らかに認められるとき。

(3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者に不正に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条（以下「刑法の規定」という。）若しくは契約条項に違反する行為又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号（以下「自治令の規定」という。）に該当する行為を行ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約金額の全部又は一部を支払わないことができる。

(翌年度以降の契約の解除)

第15条 この契約は、地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程（以下「規程」という。）第41条第2項に基づく複数年の契約であり、翌年度以降において、この契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があったときは、この契約は解除する。

(違約金)

第16条 前条第1項第1号から第4号までの規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 独占禁止法若しくは刑法の規定に違反する行為が確定したとき又は契約条項に違反する行為若し

くは自治令の規定に該当する行為を行ったと認められるときは、乙は、甲が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 乙は、前2項の場合において甲に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。

4 前条の規定による契約の一部又は全部の解除により乙に損害が生ずることがあっても、甲は、その損害を賠償しないものとする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、規程の定めるところによるほか、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その一通を保有するものとする。

令和6年10月 1日

甲 山梨県韮崎市旭町上條南割3314-13
地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立北病院 院長 宮田 量治

乙

当直及び警備業務等仕様書

甲における当直及び警備業務の内容及び方法は、この仕様書の定めるところによる。

(基本事項)

- 1 業務内務 別に定める「当直及び警備業務要領」に規定する業務

- 2 業務時間 月曜日～金曜日
午後5時～翌日午前8時30分
土曜日、日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日まで
午前8時30分～翌日午前8時30分

当直及び警備業務要領

(適用範囲)

第1 この要領は、北病院の当直及び警備を行う者（以下「警備員」という。）に適用する。

(サービスの基本)

第2 警備員は、北病院の当直及び警備業務（以下「業務」という。）に関し、県民全体の奉仕者である機構職員に準ずる自覚のもとに従事し、常に施設の善良なる管理に当たり、機敏な態度をもって業務を遂行しなければならない。また、対応に当たっては、不信及び不快感を与えることのないようにしなければならない。

(業務一般)

第3 警備員2名は、指定された場所に常駐し、指定された時間に指定された施設を巡回し、火災・盗難等の予防に万全な注意を払うとともに、次の事項を処理する。

- (1) 施設の備品、書類等の管守保全に関すること。
- (2) 郵便、物品等の收受に関すること。
- (3) 退室届の收受及びこれに基づく戸締まり、火気の始末等の点検並びに確認に関すること。
- (4) 電話の対応及び連絡に関すること。
- (5) 院内無断侵入者の取り締まりに関すること。
- (6) 職員の当番勤務者の確認に関すること。
- (7) 火災その他非常災害又は緊急に対処すべき事件が発生したときは、臨機の措置を講じ、管理責任者に急報し、その指示を受けること。
- (8) 鍵の使用保管について厳重に管理し、みだりに使用し、及び使用させないこと。
- (9) 土曜、日曜、祝祭日等の時間外来院者について、身分を確認の上、時間外来院者名簿又は面会票に記載させること。
- (10) 業務に当たっては、常時1名以上が指定された場所に常駐し、如何なる場合においても警備員が不在とならない体制を保持すること。

(巡回、施錠・開錠)

第4 警備のための巡回、施錠・開錠の時間及び順路は、以下のとおりとする。また、細心の注意を払って巡回し、事故防止に努めなければならない。なお、異常を発見したときは応急の措置をとるとともに、病院関係職員に報告し、その指示に基づき必要な措置をとらなければならない。

(1) 巡回

① 月曜日～金曜日

- | | |
|-----|------------------|
| 1回目 | 午後6時30分～午後7時00分 |
| 2回目 | 午後9時30分～午後10時00分 |
| 3回目 | 午前2時00分～午前2時30分 |
| 4回目 | 午前4時00分～午前4時30分 |
| 5回目 | 午前6時00分～午前6時30分 |

② 土曜日、日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日まで

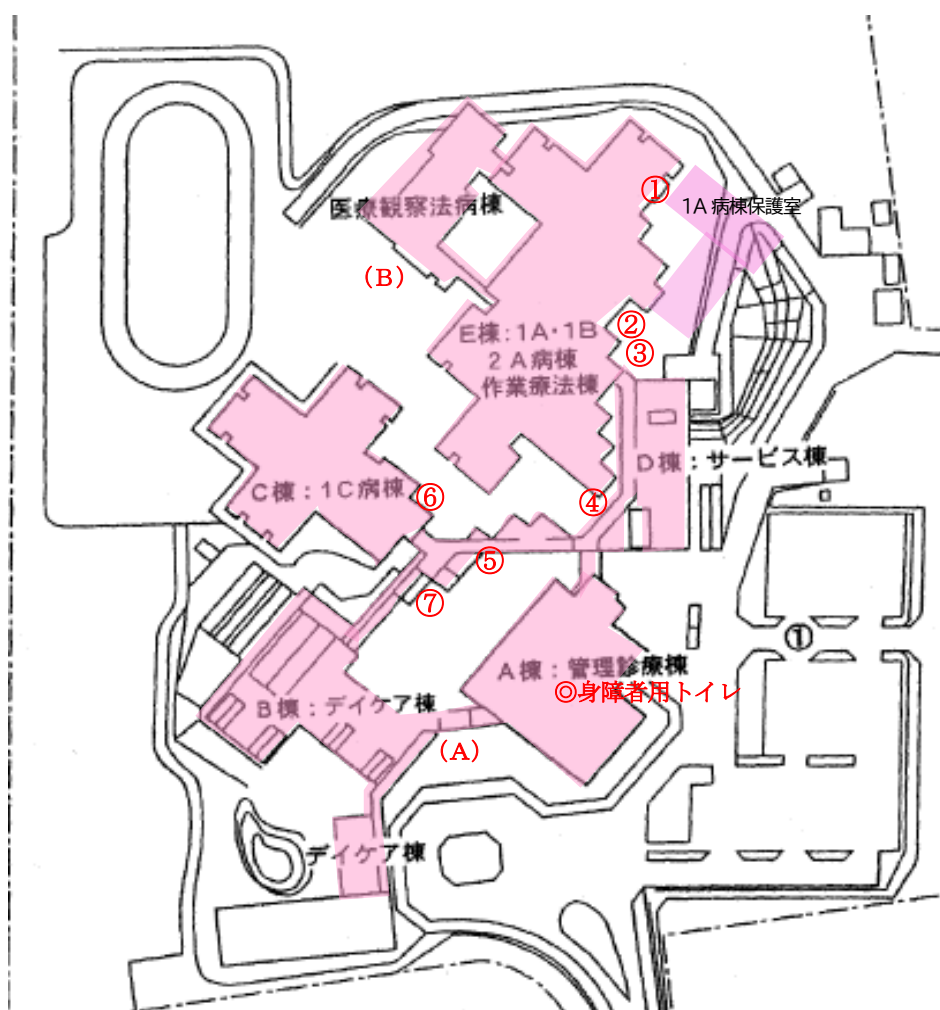
- 1回目 午前9時00分～午前9時30分
- 2回目 午後3時00分～午後3時30分
- 3回目 午後6時30分～午後7時00分
- 4回目 午後9時30分～午後10時00分
- 5回目 午前2時00分～午前2時30分
- 6回目 午前4時00分～午前4時30分
- 7回目 午前6時00分～午前6時30分

(2) 施錠・開錠

- 午後5時00分 デイクア棟、病院正面入口自動ドア(A)、1階身障者トイレ、医療観察法病棟玄関(B) 施錠
- 午後6時30分 通路出入口ドア①～⑦施錠
- 午前6時20分 通路出入口ドア②開錠
- 午前8時20分 管理棟1階身障者トイレ、医療観察法病棟玄関(B) 開錠
- 午前8時30分 管理棟正面入口自動ドア(A)開錠

(3) 巡回及び施錠・開錠場所

下図のとおりとする。(巡回場所を桃色、(2) 施錠・開錠場所を表記)



注1：①の2回目と②の4回目は、A～F棟、医療観察法病棟の全てを巡回することとし、他に
ついては、A棟のみを巡回することとするが、巡回の要請があった場合は、この限りでない。
1 A病棟の保護室は、外周の巡回、警備を行う。

(4) 冷暖房装置

夏期期間中（およそ7月～9月頃まで）に限り、午前8時30分を実施する管理棟正面入口
自動ドア(A)の開錠に付随し、外来エリアに設置された置き型冷房装置を稼働させ、午後5時
の施錠時に電源を切る。

冬期期間中（およそ11月～3月頃まで）に限り、午前8時30分を実施する管理棟正面入
口自動ドア(A)の開錠に付随し、外来エリアに設置された置き型暖房装置を稼働させ、午後5
時の施錠時に電源を切る。

第5 その他

- (1) 業務上知り得た事項については、プライバシー保護のため決して口外してはならない。
- (2) 業務遂行の際は、山梨県公安委員会に届出済みの所定の制服を着用すること。
- (3) 業務終了後は、当直業務日誌を管理者に提出し、業務の完遂を確認し合うこと。
- (4) 受託者は、病院の施設管理上・安全上の瑕疵及び夜間・休日昼間業務の改善・効率化につ
いて、積極的に委託者に報告及び情報提供を行うこと。
- (5) 本業務における社員名簿及び緊急時連絡体制表を作成し、甲へ提出すること。
- (6) 本業務に従事する全社員に対し、医療安全・感染対策の研修を年1回以上受講させること。な
お、新規社員については、業務開始前に受講させること。
- (7) 毎年、業務を行う全作業員に対して、インフルエンザワクチン等の接種を推奨すること。また、
本業務に従事する作業員について、B型肝炎、麻疹、風疹、水痘（水疱瘡）、流行性耳下腺炎（お
たふくかぜ）の抗体があること、結核が陰性であることを確認するとともに、抗体がなかった作業
員については、乙の規定に則り必要な措置を講じること。

第6 この要領に定めていない事項、疑義が生じたときは、協議して定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第3 取得の制限

1 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。

2 乙は、この契約による業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

第4 安全確保の措置

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第5 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 再委託の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

第8 資料等の返還

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第9 従事者への周知

乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

第10 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第11 実施責任

1 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護

措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。

2 乙は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、管理責任者を設置するなど必要な責任体制を整備するよう努めるものとする。

第12 調査

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

第13 指示

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

第14 契約解除及び損害賠償

甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。